

議第 4 0 号

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 1 年呉市条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（認定の要件）

第 2 条 法第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定にする条例で定める認定こども園の認定の要件は，次条及び付則第 2 項に定めるもののほか，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。同告示の改正の際の経過措置を含む。）に定める要件（次条に定める要件に係るものを除く。）のとおりとする。

（施設設備）

第 3 条 認定こども園において満 2 歳未満の子どもの保育を行う場合には，乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において，乳児室の面積は満 2 歳未満の子どものうちほふくしないもの一人につき 3．3 平方メートル以上，ほふく室の面積は満 2 歳未満の子どものうちほふくするもの一人につき 3．3 平方メートル以上でなければならない。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（認定こども園の施設に関する特例）

2 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 呉市条例第 号）付則第 2 項の規定の適用を受ける乳児室の面積について第 3 条の規定を適用する場合においては，同条中「ほふくしないもの一人につき 3．3 平方メートル以上」とあるのは「ほふくしないもの一人につき 1．6 5 平方メートル以上」とする。

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。